

健全化判断比率及び資金不足比率

令和5年度花巻市健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度花巻市における健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和6年9月6日提出

花巻市長 上 田 東 一

花卷市健全化判断比率

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－%	11.86%	20%
② 連結実質赤字比率	－%	16.86%	30%
③ 実質公債費比率	8.7%	25%	35%
④ 将来負担比率	44.4%	350%	

花卷市資金不足比率

会計名	令和5年度	経営健全化基準
花卷市公設地方卸売市場事業特別会計	－%	20%
花卷市産業団地整備事業特別会計	－%	20%